Wantedly

第16期 定時株主総会招集ご通知
ウォンテッドリー株式会社

日時

2026年11月26日(木曜日) 午前10時
受付開始 午前9時30分

場所

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階「EBiS303」
カンファレンススペースABC

決議事項

議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件

目次

招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 6
連結計算書類 …… 21
計算書類 …… 23
監査報告書 …… 25

TO CONNECT PEOPLE WITH THE RIGHT OPPORTUNITIES,
CREATING A WORLD WHERE WORK DRIVES PASSION.

証券コード 3991

証券コード　3991
（発送日）2026年11月11日
（電子提供措置の開始日）2026年11月４日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
ウォンテッドリー株式会社
代表取締役社長　仲　　暁　　子

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
第16期定時株主総会を下記により開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://wantedlyinc.com/ir/stock_information/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ウォンテッドリー」又は「コード」に当社証券コード「3991」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月25日（水曜日）午後６時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時

2．場　　所　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号
エビススバルビル５階「EBiS303」
カンファレンススペースABC
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第16期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第16期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第２項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- 事業報告
  - ・新株予約権等の状況
  - ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- 連結計算書類
  - ・連結株主資本等変動計算書
  - ・連結注記表
- 計算書類
  - ・株主資本等変動計算書
  - ・個別注記表



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後6時30分到着分まで



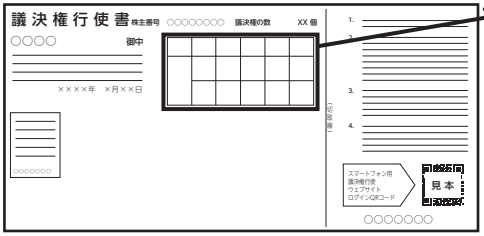
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案		
● 賛成の場合	≫	「賛」の欄に○印
● 反対する場合	≫	「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

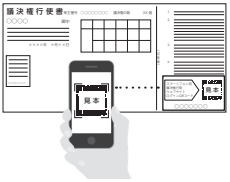
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00〜21:00）

株主総会参考書類

議　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）２名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役１名の選任をお願いするものであります。

当社は、指名報酬諮問委員会を設置しており、取締役会は指名報酬諮問委員会からの答申に基づき、役員候補者を決定しております。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは、特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
仲　暁子（なか　あきこ） (1984年10月12日)	2008年４月　ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2010年７月　Facebook Japan株式会社入社 2010年９月　当社設立　代表取締役社長就任（現任） 2016年11月　Wantedly Singapore Pte. Ltd.取締役就任（現任）	6,481,300株

【取締役候補者とした理由】
仲暁子氏は、2010年９月の当社設立以来、代表取締役として一貫して当社グループの経営を牽引してまいりました。同氏は、企業経営及び事業運営に関する豊富な経験に加え、テクノロジーに関する深い知見を有しており、当社グループの持続的な企業価値の向上に不可欠な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者仲暁子氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとしております。全ての候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

以　上

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、人手不足等を背景とした賃上げの傾向が継続しているものの、中東情勢に起因する資源価格上昇や米国の政策等が国内景気に影響を及ぼす可能性があります。また、金融資本市場の変動による影響にも注意が必要なため、依然として不透明な状況が継続しております。他方、国内における有効求人倍率は堅調に推移しております。また、就労者の転職活動や学生の就職活動は多様化しており、様々な採用手法を用いた採用活動が行われております。

このような事業環境の下、当社グループは主力プロダクトである「Wantedly Visit」の継続的な開発・改善を図るとともに、新規事業領域の「Engagement Suite」及び「Wantedly Hire」の提供を進めており、2026年８月末時点で登録企業ユーザ数は4.5万社（※）、登録個人ユーザ数は457万人（※）となりました。

当社グループの営業収益は基本プランの利用料であるストック収益及びスカウトオプション等の販売によるフロー収益の２つの種類に分解して認識しております。「Wantedly Visit」の新規受注数の減少等に伴い、ストック収益とフロー収益がともに前期と比較して減収となりました。また、営業費用は広告宣伝費を中心とした先行投資を継続したことにより前期と比較して増加しました。以上の結果、当連結会計年度の営業収益は4,477,093千円（前連結会計年度比8.8％減）、営業利益は735,170千円（同55.3％減）、経常利益は735,913千円（同55.2％減）となりました。特別利益に、本社移転に伴う移転補償金1,550,084千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は1,443,818千円（同33.3％増）となりました。

なお、当社グループは「ビジネスSNS事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

※　国内向けサービスのユーザ数を示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は227,651千円となります。その主な内容は、本社移転に伴う設備等の取得及び業務用パソコン等の工具、器具及び備品の取得であります。

また、本社移転に伴い、旧本社設備及び備品等を除却又は売却しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 13 期 (2023年８月期)	第 14 期 (2024年８月期)	第 15 期 (2025年８月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2026年８月期)
営業収益 (千円)	4,746,368	4,722,125	4,908,830	4,477,093
経常利益 (千円)	1,564,176	1,579,367	1,644,044	735,913
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	995,161	1,036,414	1,083,381	1,443,818
１株当たり当期純利益 (円)	104.93	109.13	114.04	151.90
総資産 (千円)	4,499,796	5,268,202	7,158,262	7,767,647
純資産 (千円)	3,152,834	4,005,697	4,910,541	6,179,318
１株当たり純資産額 (円)	331.41	420.70	515.17	647.72

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 13 期 (2023年８月期)	第 14 期 (2024年８月期)	第 15 期 (2025年８月期)	第 16 期 (当事業年度) (2026年８月期)
営業収益 (千円)	4,743,840	4,719,672	4,907,989	4,476,911
経常利益 (千円)	1,636,801	1,612,807	1,671,974	766,775
当期純利益 (千円)	998,770	1,037,945	1,239,091	1,291,562
１株当たり当期純利益 (円)	105.32	109.29	130.43	135.88
総資産 (千円)	4,490,019	5,265,323	7,308,794	7,764,073
純資産 (千円)	3,152,834	4,005,697	5,065,311	6,179,318
１株当たり純資産額 (円)	331.41	420.70	531.46	647.72

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Wantedly Singapore Pte. Ltd.	6,000,000 シンガポールドル	100.0%	当社サービスの海外市場開拓及び販売代理

(4) 対処すべき課題

① 収益機会の拡大及び新たな収益機会の創出

当社グループはビジネスSNSプラットフォームとして「Wantedly」を運営しており、企業ユーザ、個人ユーザのための様々なサービスを提供しております。

現在は主に「Wantedly Visit」のサービスにて収益を得ており、同サービスの継続的な開発・改善による提供価値の拡大及び顧客獲得力の強化により、競合サービスとの差別化を図ってまいります。加えて、新規事業領域の「Engagement Suite」及び「Wantedly Hire」を積極的に推進し、収益源の多様化に取り組んでまいります。

また、AI技術の進展により、採用活動や求職活動の在り方は大きく変化する可能性があると認識しております。当社グループは、提供価値の拡大に向けてAIの活用を積極的に進めており、これにより、事業全般の競争優位性を高めるとともに、新たな収益機会の創出にも繋げてまいります。

② システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上でサービス提供を行っており、アクセス数の増加を考慮し、サーバー設備の強化、負荷分散システムの導入等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。また、品質保証体制を整備するための人材の確保や、サーバー等のインフラ費用の抑制を目的とした最適な調達に取り組んでまいります。

③ 事業組織体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、優秀な人材の採用及び育成に注力し、これまで同様、生産性が高く効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織体制の整備を進めてまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループは個人情報を含む多くの機密情報を保有しており、情報管理の重要性を強く認識しております。社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、情報管理体制の強化を図ってまいります。また、ソフトウェアの設計と開発において、運用ルールの見直しやセキュリティ対策に関する教育を実施するとともに、外部業者による脆弱性診断の実施などを通じて、技術的な安全管理の強化を図ってまいります。

⑤　当社サービスの認知度向上

当社グループは、収益機会の拡大に向けて当社サービスの認知拡大が重要であると認識しております。サービスごとに効果的なマーケティングチャネルを見極めながら、サービスへの流入拡大施策、広告宣伝及びプロモーション活動を継続的に実施することで、企業及び個人ユーザ等の獲得を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
ビジネスSNS事業	ビジネスSNSプラットフォーム「Wantedly」の運営

(6) 主要な事業所（2026年８月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都渋谷区

②　子会社

Wantedly Singapore Pte. Ltd.	シンガポール共和国

(7) 使用人の状況（2026年８月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事　業　区　分	使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
ビジネスSNS事業	127（19）名	８名減（２名増）

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パートタイマー及び契約社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．当社グループは、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

②　当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
126（19）名	８名減（２名増）	32.6歳	3.0年

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パートタイマー及び契約社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．当社は、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2026年３月16日付をもって、本社を東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号に移転いたしました。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年８月31日現在）

① 発行可能株式総数　　36,000,000株

② 発行済株式の総数　　9,507,400株（自己株式217株を含む。）

（注）譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、5,900株増加しております。

③ 株主数　　1,823名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
仲　暁子	6,481,300株	68.17%
株式会社サイバーエージェント	728,500	7.66
川田尚吾	547,800	5.76
CALLON SAM ANDERBERG	358,300	3.77
アーキタイプグループ株式会社	122,500	1.29
MSIP CLIENT SECURITIES	71,100	0.75
合同会社センス	67,800	0.71
金　賢守	60,000	0.63
五味大輔	55,900	0.59
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	48,262	0.51

（注）持株比率は、自己株式217株を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 （社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	2,800株	2名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「(2) 会社役員の状況　④ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	仲　　暁　子	Wantedly Singapore Pte. Ltd.取締役
取　締　役	恩　田　将　司	Wantedly Singapore Pte. Ltd.取締役
取　締　役 （監査等委員）	成　松　　淳	ノイエルガルテン株式会社代表取締役社長 株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役（監査等委員） ナイル株式会社社外取締役（監査等委員） クックパッド株式会社社外取締役 株式会社メタプラネット社外取締役
取　締　役 （監査等委員）	桃　原　隼　一	桃原公認会計士事務所代表 株式会社ABEJA常勤監査役
取　締　役 （監査等委員）	曽　和　利　光	株式会社人材研究所代表取締役社長

（注）１．取締役（監査等委員）成松淳氏、取締役（監査等委員）桃原隼一氏及び取締役（監査等委員）曽和利光氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）成松淳氏は、企業経営に関する豊富な経験及び公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．取締役（監査等委員）桃原隼一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．取締役（監査等委員）曽和利光氏は、人材領域に関する深い知見及び企業経営に関する豊富な経験を有しております。

５．当社の監査等委員会は、非常勤監査等委員３名により構成されております。監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

６．当社は、取締役（監査等委員）成松淳氏及び取締役（監査等委員）桃原隼一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款に基づき、社外取締役３名と責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その責務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2022年11月25日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は２名です。

また、2024年11月28日開催の定時株主総会において、上記金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）を対象として、譲渡制限付株式報酬の額を年額30,000千円以内、当社の普通株式の総数は年30,000株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は２名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年11月28日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

ロ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

（取締役（監査等委員である取締役を除く））

当社は、2024年11月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、ロ．内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について取締役会の諮問機関として任意に設置した指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを審議の上確認しております。よって、取締役会は、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責、在籍年数を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。報酬の構成については、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成されております。

ｂ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在籍年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

c．業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結営業収益、連結営業利益などの予め定められた目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。

d．非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、当社が予め定める期間中に継続して特定の地位にあったことを条件として、退任時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式報酬とし、毎年、一定の時期に当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとしております。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額30,000千円以内とし、本制度により付与する普通株式の総数は年30,000株以内とし、具体的な配分については役位、職責、在籍年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

なお、当社が予め定める一定の事由が生じた場合には、当社が本株式を無償取得するものとしております。

e．基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位、職責、在籍年数を考慮して決定するものとしております。業績連動報酬等の比率の目安は、基本報酬の5%から50%とし、非金銭報酬等の比率の目安は、基本報酬の5%から20%としております。

（監査等委員である取締役）

監査等委員である取締役の報酬等の額は、監査等委員の協議により決定しております。なお、監査等委員に関しては、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとしております。

ハ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、ハ．内において「取締役」という。）の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長仲暁子がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分及び各取締役の非金銭報酬等の額としております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。代表取締役社長仲暁子は、当該権限が適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会の答申を経て個人別の報酬額を決定するものとしております。

なお、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとしております。

ニ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （監査等委員を除く）	42,630	41,333	-	1,297	2名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合　　計 （うち社外取締役）	54,630 (12,000)	53,333 (12,000)	- (-)	1,297 (-)	5名 (3名)

（注）1．業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業収益及び連結営業利益であり、その実績は4,477,093千円及び735,170千円であります。当該指標を選択した理由は、取締役の責務や期待される役割を評価するうえで、継続的な営業収益及び営業利益の成長が企業価値向上に資すると判断したためであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して目標値の達成度合いに応じた賞与支給率を乗じたもので算定しております。

2．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は「ロ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「２．（1）⑤　当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役（監査等委員）成松淳氏は、ノイエルガルテン株式会社代表取締役社長、株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役（監査等委員）、ナイル株式会社社外取締役（監査等委員）、クックパッド株式会社社外取締役、株式会社メタプラネット社外取締役を兼職しております。なお、同氏が社外取締役を務めるクックパッド株式会社は当社サービスの販売先であり、また同氏が社外取締役（監査等委員）を務めるナイル株式会社とは広告宣伝に関する取引がありますが、取引額に重要性はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。その他の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）桃原隼一氏は、桃原公認会計士事務所代表、株式会社ABEJA常勤監査役を兼職しております。なお、同氏が常勤監査役を務める株式会社ABEJAは当社サービスの販売先でありますが、取引額に重要性はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。その他の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）曽和利光氏は、株式会社人材研究所代表取締役社長を兼職しております。なお、同氏が代表取締役社長を務める株式会社人材研究所とはコンサルティングサービス等の取引がありますが、取引額に重要性はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)　成　松　　淳	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会14回のうち14回出席いたしました。企業経営に関する豊富な知識及び公認会計士としての見識に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 (監査等委員)　桃　原　隼　一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会14回のうち14回出席いたしました。公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識や会計監査の実務経験に加え、他社での監査役の経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)　曽　和　利　光	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会14回のうち14回出席いたしました。人材領域に関する深い知見及び企業経営に関する豊富な知識に基づき、経営全般の観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

3．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の１つとして位置付けております。将来の事業展開と経営体制の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、期末配当として年１回の剰余金の配当を、株主資本配当率を意識し安定的かつ継続的に実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境、将来のための成長投資等を総合的に判断し、１株当たり20円としました。

連結貸借対照表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**7,271,324**	**流動負債**	**1,588,328**
現金及び預金	6,804,782	未払金	270,038
売掛金	244,094	未払法人税等	572,640
前払費用	154,439	契約負債	541,707
その他	69,629	賞与引当金	80,273
貸倒引当金	△1,622	その他	123,668
固定資産	**496,323**	**負債合計**	**1,588,328**
有形固定資産	**227,419**	(純資産の部)	
建物	195,050	**株主資本**	**6,150,896**
工具、器具及び備品	32,369	**資本金**	**310,145**
投資その他の資産	**268,903**	**資本剰余金**	**298,617**
投資有価証券	320	**利益剰余金**	**5,542,627**
繰延税金資産	129,684	**自己株式**	**△493**
敷金	132,938	**その他の包括利益累計額**	**7,093**
長期前払費用	5,132	**為替換算調整勘定**	**7,093**
その他	8,314	**新株予約権**	**21,329**
貸倒引当金	△7,486	**純資産合計**	**6,179,318**
資産合計	**7,767,647**	**負債純資産合計**	**7,767,647**

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**4,477,093**
営業費用		**3,741,922**
営業利益		**735,170**
営業外収益		
受取利息	20,333	
為替差益	60	
助成金収入	183	
受取遅延損害金	225	
その他	1,419	22,222
営業外費用		
債権売却損	19,911	
その他	1,568	21,479
経常利益		**735,913**
特別利益		
移転補償金	1,550,084	1,550,084
特別損失		
本社移転費用	13,024	13,024
税金等調整前当期純利益		**2,272,972**
法人税、住民税及び事業税	848,908	
法人税等調整額	△19,753	829,154
当期純利益		**1,443,818**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,443,818**

貸借対照表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**7,260,940**	**流動負債**	**1,584,754**
現金及び預金	6,790,116	未払金	266,665
売掛金	244,081	未払費用	88,094
前払費用	154,007	未払法人税等	572,640
その他	74,357	契約負債	541,707
貸倒引当金	△1,622	預り金	34,416
固定資産	**503,132**	賞与引当金	80,273
有形固定資産	**227,419**	その他	956
建物	195,050	**負債合計**	**1,584,754**
工具、器具及び備品	32,369	(純資産の部)	
投資その他の資産	**275,713**	**株主資本**	**6,157,989**
投資有価証券	320	**資本金**	**310,145**
関係会社株式	6,919	**資本剰余金**	**298,617**
繰延税金資産	129,684	資本準備金	203,645
敷金	132,827	その他資本剰余金	94,971
長期前払費用	5,132	**利益剰余金**	**5,549,720**
その他	8,314	その他利益剰余金	5,549,720
貸倒引当金	△7,486	繰越利益剰余金	5,549,720
		自己株式	**△493**
		新株予約権	**21,329**
		純資産合計	**6,179,318**
資産合計	**7,764,073**	**負債純資産合計**	**7,764,073**

損 益 計 算 書

(2025年９月１日から
2026年８月31日まで)

(単位：千円)

科目	金	額
営業収益		**4,476,911**
営業費用		**3,714,930**
営業利益		**761,981**
営業外収益		
受取利息	20,333	
業務受託料	4,495	
受取遅延損害金	225	
その他	1,419	26,473
営業外費用		
為替差損	199	
債権売却損	19,911	
その他	1,568	21,679
経常利益		**766,775**
特別利益		
移転補償金	1,550,084	1,550,084
特別損失		
本社移転費用	13,024	
関係会社株式評価損	28,347	41,372
税引前当期純利益		**2,275,487**
法人税、住民税及び事業税	848,908	
法人税等調整額	135,016	983,924
当期純利益		**1,291,562**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月16日

ウォンテッドリー株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石川　喜裕
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中西　俊晴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウォンテッドリー株式会社の2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウォンテッドリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任

は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関

する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月16日

ウォンテッドリー株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石川 喜裕
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中西 俊晴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウォンテッドリー株式会社の2025年9月1日から2026年8月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任

は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ

り、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制にかかわる部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月23日

ウォンテッドリー株式会社 監査等委員会

監査等委員 成松 淳 ㊞

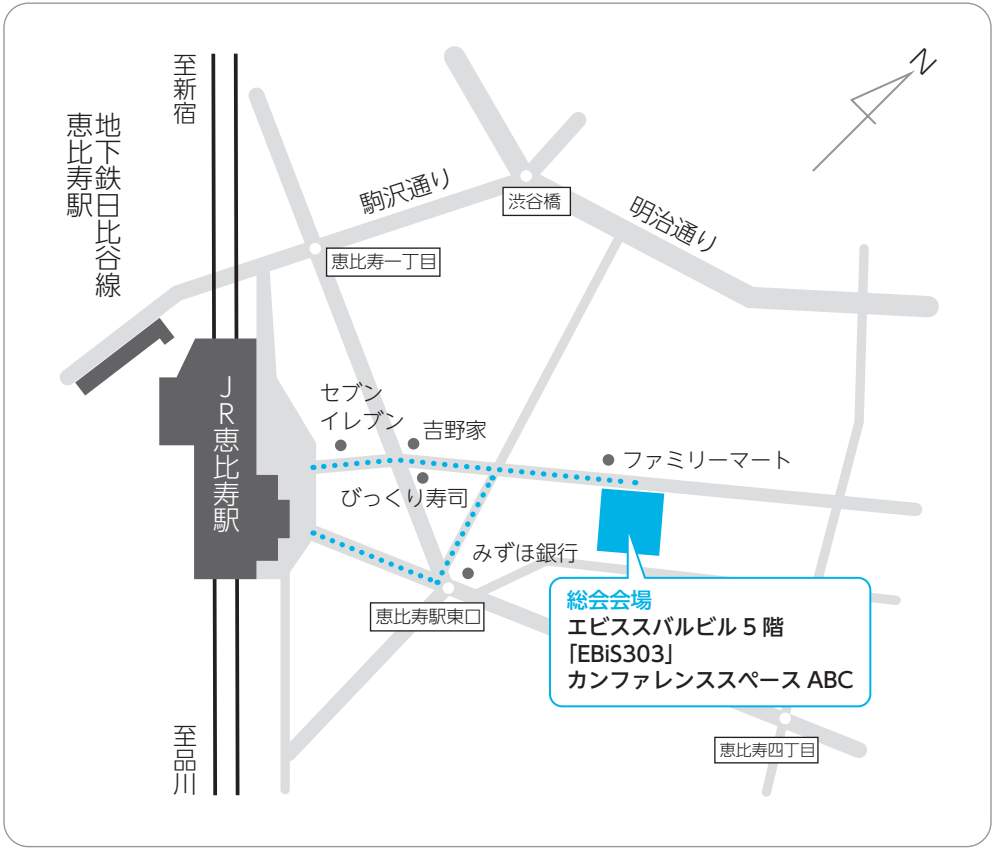
監査等委員 桃原 隼一 ㊞

監査等委員 曽和 利光 ㊞

（注）監査等委員成松淳、桃原隼一及び曽和利光は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図



会場 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号
エビススバルビル５階「EBiS303」
カンファレンススペースABC

交通 JR恵比寿駅東口から徒歩約３分
地下鉄日比谷線恵比寿駅
１番出口から徒歩約４分

Wantedly

FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
UD FONT